

船橋市ウクライナ避難民への生活支援に係るボランティア報償費の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市（以下「市」という。）が実施するウクライナ避難民（以下「避難民」という。）への生活支援のために活動するボランティア（以下「有償ボランティア」という。）に対して報償費を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「避難民」とは、次に掲げる全てに該当する者をいう。

- (1) 令和4年2月24日以降、ウクライナから避難を目的として日本に入国した人
- (2) 市に居住又は一時滞在している人

(報償費支給対象活動)

第3条 報償費の対象となる有償ボランティア活動（以下「活動」という。）は、市から協力依頼を受けて避難民への生活支援の目的で実施する次に掲げる活動とする。

- (1) 日本語学習指導
- (2) 生活ガイダンス
- (3) 簡易な通訳及び翻訳（ウクライナ語、ロシア語及び英語）
ただし、医療・法律等の高度な通訳・翻訳は行わない。
- (4) 日常生活圏内への同行支援
 - ①各種行政手続の付添い
 - ②日本語教室の付添い
 - ③買い物、通院等の付添い
- (5) その他市長が認める活動

(報償費支給金額)

第4条 報償費の支給金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支給金額は、有償ボランティア1人につき活動1回当たり3,000円（交通費含む。）とする。
- (2) 支給の上限は、有償ボランティア1人につき1日当たり1回を限度とする。
- (3) 1回の活動は、最低2時間以上行うこと。
- (4) 前条（1）から（5）のうち複数の活動を同時に行った場合でも活動1回と数える。
- (5) 報償費を支給できる活動は、避難民1人につき1年度当たり24回を限度とする。

とする。ただし、前条（１）の日本語学習指導は、この限りでない。
（６）前条（１）の日本語学習指導は、避難民のための特別クラスのみを対象とし、船橋市国際交流協会の通常クラスは、対象外とする。

（報償費支給方法）

第５条 報償費の支給方法は、次のとおりとする。

- （１）有償ボランティアは、活動した月の翌月１０日までに市に報償費を請求するものとする。この場合において、市に報償費を請求する際は、【別紙１】活動報告書及び請求書を市に提出しなければならない。
- （２）市は、前項の請求を受けてから３０日以内に有償ボランティアが指定する口座へ報償費を振り込むものとする。

（補則）

第６条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和４年６月１日から施行する。

活動報告書

(令和 年 月分)

ボランティア氏名
支援対象者氏名

回数	日付 (曜日)	時間	内容	場所
1	日 ()	: ~ : : ~ :		
2	日 ()	: ~ : : ~ :		
3	日 ()	: ~ : : ~ :		
4	日 ()	: ~ : : ~ :		
5	日 ()	: ~ : : ~ :		
6	日 ()	: ~ : : ~ :		
7	日 ()	: ~ : : ~ :		
8	日 ()	: ~ : : ~ :		
9	日 ()	: ~ : : ~ :		
10	日 ()	: ~ : : ~ :		

上記のとおりウクライナ避難民への生活支援活動を実施しましたので、報告します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印